

## 第17回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 平成30年10月31日(水) 午後1時30分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 7名
- |         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 委員 長    | 高田 保 則  | 委 員 | 阿 部 幸 夫 |
| 副 委 員 長 | 佐 藤 栄 一 | 〃   | 小 嶋 正 彰 |
| 委 員     | 渡 辺 幹 衛 | 〃   | 堀 川 義 徳 |
| 〃       | 岩 崎 芳 昭 |     |         |
- 4 欠席委員 1名 宮 澤 一 照
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- |     |       |       |         |
|-----|-------|-------|---------|
| 議 長 | 植 木 茂 | 副 議 長 | 横 尾 祐 子 |
|-----|-------|-------|---------|
- 7 説 明 員 0名
- 8 事務局員 2名
- |         |         |         |       |
|---------|---------|---------|-------|
| 事 務 局 長 | 岩 澤 正 明 | 庶 務 係 長 | 堀 川 誠 |
|---------|---------|---------|-------|

### 9 件 名

- 1) 平成30年第6回妙高市議会臨時会の運営について
- 2) 全員協議会報告事項について
- 3) 議会改革について
- 4) その他

---

○委員長（高田保則） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。  
議長。

○議長（植木 茂） 皆さん、大変御苦労さまでございます。きょうは、来月に行います臨時会市議会に対する御審議をいただくということと、まだ残っております議会改革について、皆さん方から御審議をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高田保則） はい、ありがとうございました。始まる前に、皆さんにお知らせします。きょう、宮澤議員が不幸ができて、急遽、欠席ということになっておりますので、御了解、お願いいたします。

---

#### 1) 平成30年第6回妙高市議会臨時会の運営について

○委員長（高田保則） 1) 平成30年第6回妙高市議会臨時会の運営について、11月2日に市長から臨時会の招集がなされ、11月12日、臨時会が開催されます。この議会の日程について、審議のうえ決定いただきたいと思います。

①会期について、②議事日程案を一括して説明願います。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） まず、最初に案件の説明をしたいと思っております。3ページをごらんください。案件は、平成30

年度一般会計補正予算の1件となります。議案第89号、一般会計補正予算第5号の内容です。保育園、認定こども園、小学校及び中学校における児童生徒等の熱中症対策や学習環境の改善を図るため、冷房設備の整備に係る実施設計委託料を補正するものであります。レジメ1ページに戻ります。

①会期について、であります。この審議から採決までを1日で行うというのが基本的な案であります。11月12日、月曜日、1日となります。

次に、②議事日程案です。まず、本会議前にですが、新任の教育長から挨拶がありますので、御承知おきください。次に、3ページをごらんください。議事日程案になります。日程第1は、議席の指定です。今回の補欠選挙で当選した太田議員の議席を指定するものであります。第2、第3のほうにつきましては、通常どおりであります。次に、日程第4の諸般の報告です。建設厚生委員会委員の選任について、太田議員の委員会所属について、閉会中は議長が選任できることから指名したものであり、その旨を報告するものであります。

議案審議は、日程第5となります。この議案の扱いについて、再びレジメの1ページをごらんください。四角の囲みに記載のとおり「臨時会における議案審議について」ということで原則が記載されております。審議方法案1として、本会議場での即決の方法となります。会議規則に基づく質疑回数3回は適用除外と、制限なしということでありまして、所管制限なしにより質疑を行います。その質疑、討論、起立採決という流れになります。次に、審議方法案2であります。審議方法案2をごらんください。これは、所管委員会付託する方法になります。今回の補正予算の内容から、総務文教委員会へ付託となろうかと思えます。

[何事か言う者あり]

すいません。二つ目の四角は、総文です。

今回の補正予算の内容から、総務文教委員会へ付託となろうかと思えます。その場合の流れは、市長提案のあと総括質疑があり委員会付託となります。委員会終了後、委員長報告を作成していただき、委員長報告、質疑、討論、採決となります。なお、インターネット中継用パソコンの移動準備等があります。少し時間がかかります。記載の四角で囲んだ時間はあくまでも目安ということであり、時間を制限するものではございませんので、御承知おきください。説明は以上になります。

○委員長（高田保則） それではまず、議案の審査方法について審議願います。議会運営マニュアルでは、臨時会の場合は委員会付託を省略するとしております。この件について、御審議願います。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 臨時議会ですので、議会運営マニュアルとおりに付託はなしでやればいいんじゃないでしょうか。

○委員長（高田保則） ほかにございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（高田保則） 異議なしという声がございますので、それでは、今回の議案については、委員会付託なしということで本会議にて、ここに書いてある審議方法案1によって審議をしていくということにしたいと思えます。

---

## 2) 全員協議会報告事項について

○委員長（高田保則） 次に、2) 全員協議会報告事項について、説明願います。

局長。

○局長（岩澤正明） 臨時会開催前に、議会側の全協を開催したいと思っております。内容としましては、議会人事についてということで、太田議員の議席指定と常任委員会の選任についての報告をいたします。次に、議運協議結果

としまして、今ほど、決定していただきました審議方法等について説明をいたします。それと、これからこの議運で協議いたします議会改革についても報告したいと思っております。ただ、ちょっと今、レジメについて、9時半からということとなっておりますが、きょうの、議運の議会改革の協議結果によっては、時間のほうですね。早めるか、どうかというのを後ほど決めていただければというふうに思っております。議会側の全員協議会の報告については以上になります。

次に、②執行部側全員協議会の報告事項については、今のところ予定は聞いておりません。以上です。

○委員長（高田保則） ただいま説明がありましたが、いかがいたしましょうか。一つは、局長から説明がありました、臨時会前の全員協議会。一応この案では9時30分からということでございますが、この後の議会改革等の説明がありますので、この30分でよいかどうか。

〔「やってみなきゃ」、「後で」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 後でやりますか。わかりました。議会改革の説明が終わってから、この件は皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

---

### 3) 議会改革について

○委員長（高田保則） 3) 議会改革について、本日は、平成29年度検討項目、2件と、平成30年度検討項目、1件の協議を進めてまいりたいと思います。

まずナンバー4、政務活動費の実績報告に基づく交付（後払い）への変更について、事務局から説明をいただきます。

局長。

○局長（岩澤正明） 政務活動費の後払いにつきましては、既にもう方針は決定済みであります。本日は、以前にもお配りしてあるんですけれども、条例案について確定していただきたいというふうに思っております。資料1-1につきましては、条例の案文になりますし、資料の1-2につきましては、条例の新旧対照表となっております。資料1-1につきましては、新旧対照表をごらんいただいた後、機械的にですね、形式的なものなので、説明は省略しまして、資料1-2で説明していきたいというふうに思っております。すいませんが、資料1-2をごらんください。

大きな改正内容とですね、条文上それがどのように表現されているかというものを説明していきたいというふうに思っております。資料1-2、旧第3条の第5項が削除されております。第3条につきましては、交付額と交付の方法を規定していたものであります。後払いになるということから、第3条の第5項ですね、4月に交付するという条文が不要になりますので、第5項は削るというものであります。

次に、旧第4条、現行のものですが、議員でなくなった場合の政務活動費の返還ということで、4月に交付を受けた後、議員でなくなった場合返還しなければならないという規定なんですけれども、これも後払いになるということで、必要がありませんので、削除することになります。

次のページをお開きください。改正案、新しい条例の第6条、第7条をごらん下さい。これはともに加えるものであります。新規第6条、第7条につきましては、政務活動費を受けるにあたりですね、事前に活動前に、交付申請、その額について交付決定が必要であるということからその手続きについて加えるものであります。交付申請、交付決定をあらかじめ取る必要があることから、今回加えるものであります。

次、新規条例第8条、旧条例につきましては第7条になるんですが、ごらんください。後払いになるということで、支出の報告をすることで足りる。そのことから旧条例では、収支報告書、入ってくるものも含めた収支報告

書でありましたけれども、新条例においては支出報告書で足りるということで、支出報告書という名称になっております。それとですね、2項をごらんください。今までは4月30日までにその報告書を出していたんですけれども、もう少し早く4月10日に出せるというような意見がありまして、そのとおり4月10日にさせていただいたものがあります。

次、新条例第9条、第10条をごらんください。これも加わったものであります。支出の報告書を出した後ですね、議長を経由しまして市長が内容確認して、交付決定をするものです。額の決定をするということで、通知をすることを加えました。第10条ですが、その額の交付確定を受けた後に行う、後払いの請求を議員が行う手続きを定めたものであります。

次に旧条例の第8条、これ削られたものなんですが、政務活動費の返還というものです。旧第8条につきましては、後払いになったことから返還、すでに受けた18万円の中から精算返納というものはありえないものでありますので、第8条は削除されるというものであります。

新旧対照表の説明は以上になります。議運で協議した結果を反映した新旧対照表になっておりますし、条例の案文につきましては、これを機械的に改正文にするものでありますので、そちらのほうは議会事務局のほうにらせていただければというふうに思っております。

それでもひとつ説明させていただきます。今後のスケジュールであります。この案でよろしければ、11月12日の全員協議会で説明をいたします。その後11月21日に行われます議運で、発議の形で、議運で決定していただきたいと思っております。誰が提案者になるかということから、議案文を決定して頂きます。12月定例会の初日の全員協議会で議員全員に発議の説明をした後、12月定例会の最終日に議員発議で議決をする流れかと思っております。

その後、細かい規則改正につきましては、市長部局の規則でありますので、市長部局のほうで改正します。その後4月1日をもって条例が施行するという流れを予定しております。説明は以上となります。

○委員長（高田保則） ただいま説明がありました、御意見等ございますでしょうか。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） ちょっと確認したいんですけどね。今までは、戻す場合だけだったんで、4月の中で決裁されても、日付もそうなっている、出納閉鎖期までに終わればいい話だったけど。今度は交付する額を4月になってから決めるということになるよね。次の年度に。それでいいんですかね。3.31までに終わっていないと、出納閉鎖期までの処理にならんような気がしたもんだから。ちょっと勘違いかしんないんです。いいんですか。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） 交付申請、交付決定は年度当初に行っておきますので、その後の実績報告を受けた後、3月31日までが期間でありますので、その後、年度を跨いだ後にですね、交付しても、実際の金額を交付しても問題ないというふうに理解しております。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ちょっとそれに関連するんですけど。時期については、通常の補助金なんかだと、事業着手前に交付申請をすると、その時点で交付決定をするということですけど。一律に、4月1日だか、2日だかに交付申請をして、交付決定をしてしまうという解釈でいいんですかね。

〔「はい」と応える者あり〕

○小嶋委員（小嶋正彰） それともう一つですね。あの様式の変更等はないですかね。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） 様式の変更については、市長部局の規則になりますので、市長部局のほうで改正する、様式は変

更になるということであります。それで一応案文についてはですね、前の議運でも出ささせていただいたんですけども。この条例からすると、こういう規則になったり、こういう様式になるというようなことを市長部局のほうに参考案として流させていただいて、より良くすることあるかもしれないですけども、一応議会側としての案を示させていただいているところです。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） やっぱり、この趣旨というのは、透明性の高い運用をしていこうと、これが狙いだらうというふうに思ってます。そういったことを考え合わせますとですね、この報告書やなんかについてもですね、ああいふ形でいいのかな、どうなのかな。添付書類だとかですね、そこら辺のところも合わせて、市民の理解が進むような、きちんとやっていますよってことがわかるようなですね、形にすべきかなと思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） 条例があって、次に市長の施行規則があって、その次は、議会側、議長なりつくるマニュアルというか、基準とかそっちのほうは、また議会側に戻ってくると思いますので、もし足りない部分があればそちらのほうですね、条例、規則その後の、運用の部分で、議会で定める部分があると思うんで、そちらのほうで意見あればですね、また改善していくという方法になるかと思います。毎年毎年意見頂きながら改善しているところもありますので、そのような提案があれば、また別に検討していくことになるかと思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ぜひ、そうしていただきたいと思います。場合によってはですね、今ホームページでの領収証だとか、そういうほかにかかる部分は公開してますけれども。さらに議会活動として委員の活動として、こういうことやってるのが見えるような、何か必要なかなっていうふうに私は感じておりますが。

○委員長（高田保則） ほかにございませんか。副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 議会基本条例には前文というのをつけたと思うんですね。今回、これ、わざわざ県内トップに後払いにするということがあるんですが、そういったものを、例えばこういった趣旨で改正したんだという、前文というものはあったほうがいいのかどうか、ちょっと皆さんと御審議いただきたいと思うんですね。

○委員長（高田保則） 今、副委員長のほうから、後払いするについて、こういう趣旨で行ったというような前文を示したらどうかって意見でございますがその辺はいかがでしょうか。

○委員長（高田保則） 暫時休憩します。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時58分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて会議を続けます。ただいまの改正文、新旧対照表については提案どおり決定することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ありがとうございます。

○委員長（高田保則） 次に、ナンバー13、ICT環境の整備について、実施方針を協議したいと思います。事務局から、説明をお願いします。堀川係長。

○堀川係長（堀川 誠） 資料の2、ごらん頂きたいと思います。平成31年度におけるICT環境の整備について、ということでございます。前回8月20日の議運の時に、妙高クラブさんからの提案のあったものと、こちら事務局の

ほうで作成させていただいたタブレット端末導入に向けた検討ということで、ごらんいただき、ご審議頂いたものの続きとなっております。その中で、平成 31 年度に向けて議会の I C T 化をどこまで進めるか、御検討いただければと思っております。2 ページ目ごらんいただきたいと思っております。第一段階といたしまして、I C T 機器の使用に関するルール化を行いながら個人のタブレット端末等を持ち込み可能とするのが第一案でございます。内容といたしましては、今現在タブレット端末等の議会への持ち込みの基準というものがございません。そのために、妙高市議会の情報通信機器使用基準（案）を事務局のほうで作成いたしましたので、それに基づいて議場、委員会で、個人のタブレット等を持ち込みを可能とするのはどうかということでございます。

そこで、4 ページ目ごらん頂きたいと思っております。情報通信機器使用の基準（案）と言うことで、個人のタブレットとの持ち込みの場合の基準についてでございます。こちらにつきましては、第 2 条で定義といたしまして、用語の定義を定めてございますが、会議、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会を会議といたしまして、情報通信機器につきましては、タブレット端末、ノート型のパソコン、スマートフォン及び携帯電話ということで、機器のほうを定義させていただいております。情報通信機器の使用と致しましては、許可申請書、6 ページ目のものを出していただいて、許可を得るものとするということになっております。4 条をごらん頂きたいと思っておりますが、会議における使用の禁止事項ということで、禁止するものを定めてございます。例えば 1 項目ですと、議長の許可されていない機器を使うことができないですとか、音声や操作音を発生する会議上の支障になる行為をすること、3 項目で、審議及び審査中の情報を外部へ発信すること、4 項で電子メール及び SNS 等の使用、あと 5 項で、議長ですとかの許可なく会議の写真映像との撮影、録音等を行うこと等それぞれ禁止事項のほうを定めてございます。それと 5 ページ目ごらん頂きたいと思っておりますが、遵守事項と行こうということで、情報通信機器を使用する際は、一個目といたしまして、議員の責任において、情報の受発信を行うですとか、もし情報漏えいがあったときは速やかに報告する等の基準のほうを定めさせていただいております。それが、まず第一段階目として、タブレット端末を持ち込みを可能とする場合のものでございます。

第二段階目といたしまして、また 2 ページ目に戻っていただければと思っておりますが、市役所 5 階に、制限付きの w i - f i を設置して、個人のタブレット端末等の持ち込みを可能とするというものでございます。こちらの個人の端末等を使用しますと、通信量のほうが嵩むということもありまして、そちらのほうを w i - f i で設置することによって、そういうものが抑えられるということでございます。こちらにつきましては、議場、委員会室、控室に w i - f i が使用できるようなアクセスポイントを設けておきたいと思っております。6 月の定例会終了後、9 月の定例会までに工事の方を完了いたしまして、8 月頃から運用を開始するような形で計画をしております。設置工事につきましては工事費が 90 万円、あと使用料として月々 4500 円の 31 年度につきましては 8 ヶ月分ということで 3 万 6000 円。合計いたしますと 93 万 6000 円、税抜きですがかかるような形でございます。

第三段階目といたしますと、市役所 5 階に w i - f i を設置して、なおかつ議員の皆さん全員にタブレット端末を貸与するというものでございます。こちらの前回の会議の時にも、数字的なものをお示しさせていただきましたが、さらに詳細なものが 3 ページ目をごらん頂きたいと思っております。予算の項目なんですけど、12 節の役務費と致しまして通信料が月々 7000 円、その 8 ヶ月分の 19 台、議員の皆さんプラス議会事務局 1 台ということで、19 台分でございます。あと、文書共有システムということで、例えば資料的なものを共有書庫と呼ばれるものに入れて端末で見られるようにするもの設定費といたしまして 8 万円。あと 13 節の委託料で操作研修会というのがやはり必要になってくるだろうということで、そちら議員分と事務局分で 2 回分ずつ見ております。あと 14 節の使用料なんですけど、タブレット端末本体の使用料、グループウェアと呼ばれるもので、電子スケジュールであったり、掲示板やメールをやり取りするソフトを入れるんですけど、そちらの使用料。それと先ほどの文書共有システムの月々の使

用料となっております。18 節備品購入品につきましては、タブレット端末の保護するためのカバーであったり、キーボードであったりというものでございます。合計しますと 31 年度は 279 万 8000 円となっております。

その右に、32 年度以降の年間金額ということで、31 年度は 8 ヶ月分なんですけど、例えば 12 ヶ月使用した場合の年間の金額でございまして、合計しますと 275 万 4000 円というような形になっております。

一段階、二段階、三段階ということで今ほど示しをさせていただきましたが、31 年度どうするかというのを御協議いただければと思います。以上でございます。

○委員長（高田保則） ただいま説明がありましたが、皆さんの御意見等をお聞きしたいと思います。また、実施方針についてはいかがでしょうか。意見ありましたら、よろしく願います。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 理想としては一気に③、議員全員タブレットということで統一的にやるのがひとつ理想と思います。しかしながら、それをこれだけのお金をかけてですね、きちんとかできるようになるかというのは、やっぱり、研修もありますけれども、なかなかいかない部分もあるんじゃないかなっていうような気がします。そういうことから、私は、まず第一段階としてですね、情報機器の使用基準、これをきちんと整理していただいて、個人のタブレットを持ち込んでやれるような形でですね、やっていただければ、ひとつの前進になるかな。これを見ながら、共有の文書ソフトウェアだとか、徐々に整理していくと。利用のほうですね、していくという方向のほうは、より現実的ではないのかなっていう。そして、またそこからの仕方だとか、こういうふうな利用したほうがいいんじゃないかとかで、いろんなことに広がっていく可能性のほう大きい。最初にシステム、バーンと入れちゃうとですね、それ以上のものにならないというものもありますので、私は段階的に①から始めるべきかというふうに思っております。

○委員長（高田保則） ほかにございませんか。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 最初 W i - f i という話しできてたんですけども、最初の初期投資 90 万ですね、その後の 4500 円、年間ずっと月々かかるんですけど、果たして本当に今時点の今の議員のパソコンとスマホの I C T のスキルを考えた場合に、なかなか本当何人の方が使ってくれるのかなっていうふうなことがあるんで、私も小嶋委員同様に、まず持ち込んでもいいよってふうにしておいて、それで例えば、どんどん若い人が使っていると、ああこういう使い方ができるんだ、ああいう使い方もできるんだっていうふうになってきて、それで、もうちょっと使っていく中で W i - f i あつたらいいねって形で、W i - f i 入れて。大体みんながそのタブレットを持って、いろいろ W i - f i やるようになって、今度グループウェアのソフトあつたら効率的だねっていうような形で、本当に、お金かけたなら、かけたなりの形で、やっぱり効果が実感できるような形で進んで行ったほうがいいと思うんで。こないだ上越見てきても、本当に実際に使っている人って、あれだけ設備投資しても何人もいないし。結構やっぱり、額も大きいし、今度毎月になってきますしね、通信料が。その辺考えると、まずは持ち込んでもいいですよっていうようなところにしておいて、使える人は使ってもらって、それで本当にその便利だっということ周りに浸透させながら、次のステージに行くっていうほうがいいんじゃないでしょうかね。

○委員長（高田保則） ほかにございませんか。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） こういう機器は個人差が結構あると思います。その中で私とすればですね、すでに先進の導入をしているところの、例えば取り組み状況、どんな形の中で、段階的に進んでいったのか、そこら辺もやっぱり参考にしながら、やっていくべきではないのかと思っています。ただ、タブレット全員に貸与という中で、そこで

3つ目のに、疑問を感じるのがですね、議会の仕事だけでタブレット使うならいいんだけど、ほかにも例えば、私的な関係で使うとなれば、貸与というのはいかなものか多少個人的なものの費用負担はなくてもよいのかなというところもあるんですが、まずは、やっぱし一気にいくというのは難しいのかな、というふうな感じは私は受けています。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 確か、隣の上越だったか、W i - f i の月々4500円かかるって言ったやつの通信料って、確か、折半、議員が少し出したんじゃないですかね。例えば、この4500円、月を、例えば18人なら18人で割ったとすればですね。最初のW i - f i の初期投資の90万の初期投資は公でやってもいいと思うんですが、月々通信回線使うのは議員なんで、例えば、議員18人で割れば、市民の皆さんからも、自分たちのお金でやっているんだということになれば、全てタブレットも通信も全部公費でやっているという、それ以外に本当にということに思うんで、それも今後第2ステージに行くときには、そういった議論も半分にするのかというような話も出てくればいいと思うんですけど。

○委員長（高田保則） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 私自身はこう聞いていてですね、そういう環境を整えていくというのは大事だというふうに思いますが、やっぱり、それをどのような形で使い切っていくかというのが一番大事であって、個人の対応の仕方によっては、機械を使ってですね、スピード、スツといく方とですね、いやいや待てよと付いていかれないと、こういうことが、どうしても時代の変化の中である訳でありまして、やっぱり、もう少し計画的な、ただここまでやればいいんだとか、こうじゃなくてですね、もう少し自分たちが、全員がですね、どこまでに、どういう到達をしながら、やはり着地地点を見出すというような形でないとですね、やはり折角良いものが、猫に小判になってしまったと。こんなようなことではですね、私はいけないんじゃないかなと。ただやればいいじゃなくて、そういうところも少し議論が必要なんじゃないかなという感じがします。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 皆さんがどこまで考えているかわからんけど、効果はそれほど過大な効果を期待するほうが無理のような気がするんですよね。それで、それに、その段階ごとに対応できるような、小嶋委員も言われたような、対応できるようなものでもかく慣れと便利さを習得する、期限なしでもいけんから、いつまでにやるまいかという、この中で内部合意ができるようにして進めればいいんじゃないかなと。特に、来年の8月は新しい議員のものもありますから、そこら辺ではスタート台、できればスタートラインは一緒のほうがいいんだよね。そこら辺も考慮しながら、段階的な対応は、どのような段階を選ぶか、私とすれば①で最初でいいんだけど、持ち込みくらいでね。だけど、それも細かい段階があんのかどうかも含めて、検討してほしいと思います。

○委員長（高田保則） 副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 提案したのが、私どもの妙高クラブなもので、最後に言わなきゃいけないんで。私でも提案では、第一段階は持ち込みのルール化ということですし、今提案してある3つの段階を、順番に追っていけばいいんじゃないかなということで提案をさせてもらっております。今、皆さんの意見を聞きますと、第一段階からスタートということでございますので、それはそれで私はよいと思います。特に、機器なんていうのは、日進月歩ですし、飯能市を見に行ったときは、まだバッテリーの力が弱くて、議会中に電池が切れてしまったというようなこともあったわけですので、機器はどんどん変わっていきますし、中の容量も変わっていくと思うんですよね。そういうことを考えますと、それを使い切る、使いこなせる段階になったら、それを導入していくというのが、私は一番いいんじゃないかと思っています。とりあえずは、こういった機器の持ち込みをルール化して、きちっとやっていくと。



渡辺委員から8月から新しいメンバーとなりますけど、その前の議員がとりあえず、そのルール化っていうものをやっていって、そしてまた、8月の段階でどうするかっての検討すればいいんじゃないかなと思いますので、とりあえずこのルールかで進めるのが一番手っ取り早いような気がしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 4ページの使用基準なんですけれども、これは何かほかの例があつて、引っ張つてきているものでしょうか。独自のものでしょうか。

○委員長（高田保則） 堀川係長。

○堀川係長（堀川 誠） こちらに着きましたは、今回私のほうで、夏にちょっとあのICTの関係で研修に行かさせていただきました。そちらの講師でありました安城市さんのものを基本とさせていただきます。安城市さんにつきましては、タブレット端末を議員の皆さんに貸与して、それを持ち込んでというのもあつて、この基準以外にそのタブレット端末の使用の基準等もこの規則に中に入っていましたので、そういう部分はちょっとカットさせていただきます。基本的には安城市さんのものでございます。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） そうしますと、①の持込みという部分については、十分対応できているというふうに理解してよろしいんですかね。

○委員長（高田保則） 堀川係長。

○堀川係長（堀川 誠） そのように考えておりますが、これはあくまでもたたき台でございますので、また今後ちょっと見て頂きながら、検討のほうは進めて行けばどうかというふうに思っております。

○委員長（高田保則） このタブレットについては、先程、副委員長から飯能市の話がありましたけど、その議会経費をいかに削減するかという大前提がありまして、そういう研修をしたわけですけども。きょうの提案では、経費をいかに削減するかという前提がまずないですね。③で二百七十何万ですけども、果たしてそれだけかけて、議会だけでいいのかということも皆さんも考えていかなきゃいけない。これは飯能市行った場合は当局側も、ついでということで、あつたわけですけども。議会側のランニングコスト削減するとなると、やはりそういうところまで、18人の便利さだけではなくて、相対的な議会の経費をいかに削減するか、またその活動を市民の皆さんにどうやってお支払いするかというの、多分この目的だと思うんですが、その辺も大きな考え方でこの審議をしていただければと思います。そういうことで、今回は私も④でとりあえずは行くべきだというに思いますが、将来的なことは、やはり議会と当局側、それと市民という大きな枠組みの中で情報機械をどうやって使っていくかというところで考えていただければというふうに思うわけですけども、よろしくお願ひいたします。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） さっきも発言したんですけど、もっと詳しく言うと、委員長とちょっと認識違うんですけど、例えば、予算書、決算書なんか、議案いらなくなるとか、そういった過大なこと言つて説明したつて駄目なんだ。紙これだけ減るから、ここへ金かけても、端末をみんなに支給しても元取れるんだ、なんつて言つたつて駄目なんです。そんな話は、どつち行つたとき、そう言つたね。向うでも、期待したほどできるわけじゃないし。そうして、依然として、紙というの、非常に必要なんだという話も出た。だから、そういうのを前面に出しちゃうとき、何か議員は嘘言つたじゃないか、そんな話に取らんちゃうから、もっと、論議をしていったほうがよいと思いますね。それで、過大な期待はできないという話をしたんです。それと、もう一つは、先程委員長が言われたように、この1番の持込みぐらひは、キチツと対応できればそれでいいわけだから。ただ、スタートするときは、例えば、ゼロの人とかマイナスの人はいないかもしないけど大分進んでいる人とゼロに近い人と差があるわけだからさ、それ

は、8月の同じスタートラインにしてやってから、4年間でできるか、一年でできるかわからないけど、そういうふうしておかないと、先にいる人だけととぼとぼとって、8月に入ってきた人は、それこそゼロからスタートというのも、それも気の毒な話だし。そういうのを配慮していただきたい。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 今の話に関連するんですけど、当局がパソコン入れるだとか、そういうのは、もう20年も前からやってますけど、事務処理の合理化、コスト削減、これはもう第一条件ですよ。だけど、我々は、別に事務をやっているわけじゃなくて、どうやったらどう、議論を深められるか、どういうふうに情報を活用するか、タイムリーに情報を得る、発信する。そういったところで、議会活動としての使い方を追求しなきゃいけないわけですので、それ私はコスト削減とは別の次元の話だろなというふうに私は思っております。これからさらに議論を進めてくときも含めてですね、そのなぜ入れるのか、なぜ活用するのかっていう部分は、きちっと共通認識を持っていたほうがいいんじゃないのかな。議論を議会活動を活発にする、議論を深めるための機械だという認識で行ななきゃいけないんじゃないのかなというふうに私をもっております。

○委員長（高田保則） いろいろ御意見いただきましたけど、いずれにせよ、もう少し導入にあたっては、皆さんの御意見、全協でも御意見あると思いますが、その辺の意見を深めて、よりよい導入に向けての実施をしていきたいと思っております。きょうですね、どうでしょうか、せつかく1番から3番まで、事務局のほうで提案させていただいていますが、今お聞きしますと、方向としては①から実施したらどうかというような御意見が多いようでございますけれども、きょうのところは方針として①を導入していくと、時期はまたこれからの皆さんとの審議の中ですけども、方向としては①のICT機器の使用に関するルール化を行い、個人のタブレット等を持ち込み可能とするという方向で、きょうは結論付けたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） よろしいでしょうか。はい。ICTについては、そのようなことで、今後取り組みをしていきたいというふう思います。

○委員長（高田保則） 次に、ナンバー11 議員の兼職・兼業の基準の確認等について、協議したいと思います。事務局から、説明をしてもらいます。局長。

○局長（岩澤正明） この協議につきましては、すでに検討の結果が終わっているところであります。簡単に今までの検討した結果をおさらいした上で、議会運営マニュアルではどう変わりますというような説明をしていきたいと、それで全協に報告して完結したいというふうに思っております。

すいませんが資料3-1をごらんください。政治倫理条例に関するポイントの検討結果について、これをさらいになります。簡単に説明させてください。見直し協議のポイントの方針としましては、条例、マニュアル、議会事務局通知の整合性の確保の観点と、条例制定後10年経過してですね、見直しの必要性があるか。厳しくするかというところから、見直しの協議のポイントを定め、皆さんから検討していただきました。大きく5つの項目について検討していただきました。順番にいきます。

請負規制の関係ということで、①ということで、本人の関係です。議員が役員となっている法人について、市に対する請負が50%以上を占める場合は、法では禁止けれども、条例では請負することについて辞退することが努力規定となっているのが現状でありました。見直しのポイントとしては、禁止するか、努力規定のままでやむなしなのかというところで検討していただきました。検討結果としましては、請負の規制は努力義務のままでよく、条例改正の必要はないということ、実効性確保の全協で承認を得るというのも、マニュアルのままでいいんじゃないか、というような結果となりました。

次に請負規制の②、議員の配偶者、家族の請負規制についてであります。協議のポイントとしては、議員本人と同じレベルの規制が必要ではないかと、そのまま必要ではないかということで、そのとおり議員と同じレベルの規制をそのまま努力義務としていきたいと思いますという話がありました。ただマニュアルにですね、この規制の内容がないので規制の記載を加えるという結果となりました。

次、指定管理者の規制についてです。法、条例とも議員が指定管理者になることを規制していませんでした。マニュアルについては、その指定管理の指定を受けないということで、条例とマニュアルの内容が不一致であり、禁止するなら条例化が必要じゃないかということがポイントでありましたが、法を超えてというわけにもいかないこと等がありまして、指定管理者の規制については慣例のまま。慣例による議会運営マニュアルによる規制のままにするというような結論となっております。

次、ページめくりまして、補助金の規制についてです。現行、現場、何も規制とかありませんが、役員となっている法人等が補助金を受ける場合、議員の利益誘導はないか、団体の役員に就任した時の届け出制にすべきじゃないか、というのが見直しのポイントでありましたが、補助金については、議員が役員であっても、許可基準があったり、採択の幅が広がらない、要綱等もあってですね、金額も特別に嵩上げすることもないので、規制は不要だというような結論となっております。

次、自治会長等の規制についてです。条例では規制はありませんでした。マニュアルにおいて、町内会長等を引き受けないようにするのが例であるというようなことになっており、受ける場合は全員協議会で承諾得るというような厳格な手続きがありました。その中で届出制というものを検討したらどうかというのがポイントではありましたが、現行のまま、自治会長等の就任については議員として利益誘導だと思われぬような配慮が必要ということで、エスカレートしないように、現行のマニュアルどおり届出制より全協での承認が良いのではないかというような検討結果となっております。

すいませんが、資料3-2を見てください。今の話とちょっと重複する部分があるかと思いますが、修正の方針案についてです。中ほどの規制見直し結果、今の話とダブるんですけどもちょっと見ていただきたいと思います。

請負規制の議員本人についてです。法を超える規制は難しいことから、努力義務のままとします。条例改正必要なし。実効性確保のためのマニュアルもそのまま。ただし、議会事務局の通知との内容の整合性がなくなってしまったので、その辺は見直しをするということでありました。

議員の配偶者、家族の関係です。議員本人、議員が役員等の法人等と同じレベルの規制が必要なことから努力義務のままとする。条例改正必要なし。マニュアルについて、実効性確保の記載がない、全協で承認を得るといったようなものがないので、マニュアルに記載をしますという結論です。

指定管理者につきましては、先ほどと重複しますが、指定管理者の規制はするんだけど、条例化ではなくマニュアルのままの規制をするということになっております。

補助金の規制については、特段の規制は不要ということ。自治会長、町内会長の規制についてですが、これも現行マニュアルの取り扱いのものとするというような見直し結果となっております。

それで、次、資料3-3を見ていただきます。A3の右、左となっており、右側が現行、左側が修正案ということで、マニュアルの修正案を考えたものです。大きくポイントが4つあります。

まず一つ目です。順番を入れ替えました。今まで指定管理者の関係、委託の関係、これ請負ですけど、そのような順番になっておりましたが、通常ですね、請負委託の関係が先に出て、次に指定管理者のほうの規制がありますので、このとおり順番を変えさせていただきました。

二つ目のポイント、委託の関係ですが、議員、親族の規制のことについて加えるということで、備考にその旨、

書かさせていただきました。三つ目としましては、指定管理者の左側修正案の備考の方を見て頂きます。指定管理者の規制は、委託関係と異なり法、条例による規制はないが、議会運営マニュアルですね、申し合せにより利益誘導等の恐れを排除するため行うものであるというようなことで明記させて頂きました。四つ目につきまして、現行の下のアスタリスク1、町内会長の就任について書いてありますが、現行ではもうすでにマニュアルの本文に載っておりますのでその部分を削除したものであります。このようなところで、マニュアルについて修正をするというのが最終的な結論になるかと思えます。

次、資料3-4です。これは議会事務局が出す、市議会議員の身分に関係する兼職、兼業の禁止規定について、という通知文であります。いろいろな見直しの協議、議論させていただいた中で、事務局の通知の内容が整合性取れてないというのがわかりましたので、議会事務局の通知を見直しについて、議会事務局が責任をもって修正して、この通知を出したいと思っております。改正については、アンダーラインの部分が主な修正事項となっております。

今回、兼職、兼業の協議結果を全協に報告した後、議長の決裁をとりまして、この身分に関する禁止規定の事務局通知、マニュアルというか、解説的な文になりますが、これを出すという予定にしております。説明は以上となります。

○委員長（高田保則） ただいま説明がありましたが、御意見等ございますでしょうか。

[応える者なし]

○委員長（高田保則） ないようですので、この内容でマニュアルを改正すること。事務局長通知の改正を了解するものとするので決定したいと思います。

なお、議会改革のきょうの結果については、11月12日の全協で報告をしたいと思えます。よろしく願いいたします。

---

#### 4) その他

○委員長（高田保則） 次に4) その他、①12月定例会における常任委員会開催日の内定についてを協議したいと思います。事務局から、説明をお願いします。

局長。

○局長（岩澤正明） 皆さんのお手元に、会期日割りの見込み表がいつているかと思えます。次の議運が11月21日になりまして、議会だより等とですね、12月議会の広報に間に合わないということから、常任委員会の内定を頂きたいというものであります。通常の順番でいきますと、11日につきましては産経、12日につきましては総文、13日につきましては建設厚生委員会の順にならるかと思えます。宮澤委員長さんにつきましては、まわり番の12日の総文については承諾は得ておるところですが、皆さんのほうで協議していただければと思えます。

○委員長（高田保則） ただいま、日程について、説明がありましたがいかがでしょうか。堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） できればですね、13日建設厚生委員会なんです、今小嶋委員長とも話をしたんですが、11日と13日を入れ替えていただきたいと思うんですが。

○委員長（高田保則） 暫時休憩します。

休憩 午後2時36分

再開 午後2時43分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて会議を続けます。委員会の日程については、11日産業経済委員会、12日総務文教委員会、13日建設厚生委員会ということに決定したいと思います。

では、先ほど12日の臨時会前の全協の時間帯ですけども、今の議会改革についていろいろ、お話いただいたわけ

ですけれども、一応ここでは9時半ということになっておりますけれども、今の皆さんから審議していただいた内容を踏まえて9時30分でいいのか、またはもう少し早めたらいいのかということでございますが、いかがでしょうか。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今の議会改革の内容であれば、30分あれば9時30分から集まってですね、例えば、先ほどのタブレットの、そのマニュアル等一応たたき台にしてあるということで、もしあの足したり、削ったりすることあれば、またこれ案、たたき台ということで、そこで全協であればこれするって話、多分ないと思うんで、多分時間は30分あればいいですし、仮にもし終わらなかったら議会改革のことだと思うんで、またその後もいいと思うんで、とりあえず早く来て、時間あまっているよりいいかなという気がしますんで、9時半でどうでしょうか。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 私もそれでよいと思います。議会改革の提案というのは、会派から出てきている話であるんで、そのほうできちっと疑義があるのであれば、事前に話し合っていて、それを持ち込むということで、すべきじゃないかと思っています。

○委員長（高田保則） はい。では、予定どおり、11月12日は9時半から全員協議会を行うということで、決定したいと思います。

○委員長（高田保則） 付け加えますが、12日にエアコン等の設置ということで、議会開くわけですが、先日、私と議長と事務局と、一応話しまして、説明に値する資料を事前に出してくれということで要望してあります。きょう、実は、概略こんな風でどうだっという提示を受けたわけですが。そういうことで事前に皆さんに、事業の内容がある程度わかるものということで提出をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「それは告示と一緒か」と言う者あり〕

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） 委員長おっしゃったのは、議案の参考資料の中で、単純に設計の委託料いくらみたいなものでは、審議にはならないんで、工事の概要も含め、工事の概要、スケジュール、国の財源、補助金財源、市の負担割合だとか、そういうものを丁寧に説明してくださいということで、議長と議運の委員長のほうで説明してあります。それに基づく、議案の参考資料がつくということになりますので、よろしく願いします。

○委員長（高田保則） 副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） それは、告示のときに議案書と一緒に配布になるんですか。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） はい。その予定であります。

○委員長（高田保則） よろしいでしょうか。そういうことで、事前に参考になる資料は、皆さんのほうへお届けするようになっていますので、よろしく願いいたします。

---

○委員長（高田保則） きょうの日程すべて終了いたしました。ほかになければ、以上で、本日の議会運営委員会を閉会します。大変御苦労さまでした。

閉会 午後2時49分